

半田市老人ホーム入所措置事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの入所について、適正な措置を実施するため、その入所措置事務の取扱いを定める。

(入所措置基準)

第2条 法第11条第1項第1号及び第2号の規定による施設入所は、別表「老人ホーム入所措置基準」（以下「措置基準」という。）に該当する場合に行うものとする。

(入所措置の決定)

第3条 入所措置の決定に係る事務については、次による。

- (1) 半田市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、入所措置が必要とみなされる者について、「老人ホーム入所判定審査票（様式第1）」（以下「審査票」という。）を作成し、老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）に判定を依頼する。
- (2) 委員会は、措置基準に基づき、審査票により在宅福祉サービスの利用も含め総合的に判定を行う。
- (3) 委員会の会長は、判定結果を審査票に記載のうえ、所長に報告する。
- (4) 所長は、入所措置の判定困難ケースについては、審査票にその他参考資料を付して愛知県担当部長と協議する。
- (5) 所長は、第3号の規定による報告又は第4号の規定による協議に係る結果通知を勘案して、入所措置の要否を決定する。

(措置変更)

第4条 入所継続の要否判定に係る措置変更等の事務については、次による。

- (1) 所長は、原則として毎年4月1日現在の入所者全員の日常生活、動作等の状況を把握するため、4月末日までに施設長に審査票の提出を求め、措置基準により入所継続の要否を総合的に見直す。
- (2) 所長は、前号の規定により入所要件に適合しないとみなされる者については、審査票により委員会に判定を依頼する。
- (3) 委員会の会長は、判定結果を審査票に記載のうえ、所長に報告する。
- (4) 入所継続が判定困難なケースについては、第3条第4号及び第5号の規定を準

用する。

- (5) 所長は、入所継続を要しないと判定した者については、「要措置変更台帳（様式第2）」を整備する。

(措置の廃止)

第5条 老人ホームへの入所又は法第11条に規定する養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている高齢者が次のいずれかに該当する場合は、その時点において、措置を廃止するものとする。

- (1) 措置基準に適合しなくなった場合
- (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が、3か月を超えた場合又は3か月を超えることが明らかな場合
- (3) 養護老人ホームの入所の措置を受けている高齢者が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく施設サービスの利用が可能になった場合
- (4) 特別養護老人ホームへの入所の措置を受けている高齢者が、やむを得ない事由の解消により、介護保険法第8条に基づく施設サービスの利用が可能になった場合

(養護委託の措置の基準)

第6条 次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置は行わないものとする。

- (1) 当該高齢者の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合
- (2) 養護受託者が、高齢者の扶養義務者である場合

(養護委託の際の手続)

第7条 委託の措置を決定するにあたっては、あらかじめ次の措置をとることが望ましい。

- (1) 養護受託者に対し委託しようとする高齢者の健康状態、経歴、性格、信仰等を知らせること。
- (2) 委託しようとする高齢者と養護受託者とを面接させること。
- (3) 委託しようとする高齢者と養護受託者が委託の措置について合意に達していることを確認すること。

2 委託の措置を決定したときは、養護受託者に対し、委託の条件として、少なくとも次に掲げる事項を文書をもって通知する。

- (1) 処遇の範囲及び程度

(2) 委託費の額及び経理の方法

(3) 高齢者又は養護受託者が相互の関係において損害を被った場合は、措置の実施者がこれを賠償する責を負わないこと。

(4) 措置の実施者が養護受託者に高齢者の養護に関して必要な指導をしたときは、これに従わなければならないこと。

3 養護受託者の措置の変更については、第4条に定める基準を準用する。

(措置の実施者)

第8条 措置の実施者は、高齢者の住居地又は現在地（法第11条第1項第1号若しくは第2号又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所している者については、その者の入所前の住居地又は現在地）にあたる市町村とする。この場合において、住居地とは、高齢者の住居事実がある場所をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を住居地として認定するものである。

附 則

1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

2 半田市老人ホーム入所判定事務取扱要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

別表(第2条関係)

老人ホーム入所措置基準

1 養護老人ホーム

老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定により高齢者を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に行う。

(1) 環境上の事情

次のア及びイに該当すること。

ア 健康状態

入院加療を要する病態でないこと。

感染性疾患を有していても、他の入所者に感染させる恐れがないこと。

イ 環境の状況

家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

(2) 経済的事情

次のいずれかに該当すること。

ア 当該高齢者が生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合。

イ 当該高齢者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につき、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税について同法第292条第1項第2号に規定する所得割が課されていないこと。

ウ 災害その他の事情により、当該高齢者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

2 特別養護老人ホーム

法第11条第1項第2号の規定により高齢者を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該高齢者が介護保険法第27条の規定による要介護認定において要介護状態に該等し、かつ、健康状態が次の(1)の基準を満たす場合に行う。

(1) 健康状態

入院加療を要する病態でないこと。

感染症にり患していても、他の被措置者に感染させる恐れがないこと。

基本情報

年 月 日 時点

ふりがな			性別		生年月日	年 月 日 (歳)				
氏名										
住所										
手帳	なし	あり	身体障がい者手帳 種 級 ・ 精神障がい者保健福祉手帳 級 ・ 療育手帳 判定							
要介護認定	なし	あり	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5							
日常生活動作等										
区分	歩行	排泄	食事	入浴	着脱衣	洗面	起居	視力	聴力	言語
自立										
一部介助										
全介助										
入所に至る経緯										

1. 健康状態

報 告					判 定
身長	cm	体重	kg		
疾患名	服薬なし	服薬あり	入院必要	具体的な症状等	
				()	
				()	
				()	
感染症	別紙健康診断結果参照(入所継続の方は入所時に検査済)				
精神症状	なし	あり	具体的な内容等		
心気症状			()		
抑うつ状態			()		
記憶障害			()		
見当識障がい			()		
攻撃的行為			()		
徘徊			()		
その他			()		
1. 入院の必要なし (養護老人ホームの対象)					
2. 要入院 (養護老人ホームの対象外)					

2. 環境

報 告					判 定	
家族状況	扶養義務者	なし	あり	関係	年齢	歳
	支援者	なし	あり	(親族・世帯構成図)		
	関係		年齢	歳	(具体的な親族状況等)	
	関係		年齢	歳		
	関係		年齢	歳		
同居人	なし	あり	関係	年齢	歳	
住居状況	自宅・借家・借間・その他()					
	一戸建て アパート・マンション(階)					
1. 在宅生活不可 (養護老人ホームの対象)						
2. 在宅生活可 (養護老人ホームの対象外)						

3. 経済

報 告					判 定
状況	ア 生活保護費受給者				1. ア・イ・ウいずれかに該当 (養護老人ホームの対象)
	イ 市民税の所得割非課税				
	ウ その他の事情により生活困窮				
収入	年金	なし	あり	年金種類()	
	年収	円		預貯金	円
2. いずれにも該当せず (養護老人ホームの対象外)					

措置権者の判断(入所継続判定時のみ記載)

1. 入所継続が適当	2. 入所判定委員会において再判定が必要
再判定が必要な理由等()	

総合判定	老人ホーム入所について 1. 対象 2. 対象外 3. 判定困難
(特記、参考事項、在宅福祉サービスの利用、判定困難の理由等)	

要 措 置 変 更 台 帳

施 設 種 別(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)

ケース番号	氏 名	施 設 名	要措置変更台帳 登 載 年 月 日	判定年月日	判定区分		判 定 内 容						処 理 経 過 等 (家庭、施設の訪問指導の状況) 措置依頼の状況等	未処理解理由	処理年月日 (措 置 変 更 措置廃止等)
					委 員 会	審 査 会	特 養 費 給 付 	養 護 費 	経 費 	病 院 	在 宅 	在 宅 福 祉 サ ー ビ ス			

*この台帳は、現に入所している老人ホームの種別(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)ごとに作成すること。